

副 本

平成25年（行ウ）第10号 保育料減免変更処分取消請求事件

原告

被告 仙台市

証拠説明書（乙A1～11）

平成25年8月22日

仙台地方裁判所第2民事部合3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 齊藤 幸

同 弁護士 我妻



(略語について)

本件建物……次の1棟の建物（乙A6）

所在 仙台市太白区茂庭台四丁目10番地

建物の名称 ダイアシティニ〇〇〇茂庭Bニリッチ

構造 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺14階建

本件専有部分……本件建物のうちの次の専有部分（乙A6）

家屋番号 茂庭台四丁目10番の2-1302

建物の名称 B2-1302

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階

床面積 13階部分72.80㎡

乙A 号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
1	り災証明等取扱 要領	写し	16. 3. 25 (最終改正 24. 10. 9)	被告	被告におけるり災証明書の 取扱い	
2	Q & A被災者生活 再建支援法 (抜粋)	写し	23. 5. 22	津久井進	り災証明書一般の概要	
3	り災証明書のた めの建物被害認 定のしくみ	写し	23. 7. 29 プリント アウト	被告	り災証明書のための建物 被害認定のしくみ	
4の1	東北地方太平洋 沖地震被災建物 被害認定第1次 調査票〈非木造 建物〉	写し	23. 3.	被告	被告の第1次調査票〈非 木造建物〉の様式	
4の2	東北地方太平洋 沖地震被災建物 被害認定第2次 調査票〈非木造 建物〉	写し	23. 3.	被告	被告の第2次調査票〈非 木造建物〉の様式	
4の3	東北地方太平洋 沖地震被災建物 被害認定再調査 票〈非木造建物〉	写し	23. 3.	被告	被告の再調査票〈非木造建 物〉の様式	
5	内閣府防災情報 の資料集 (資料①～⑨)	写し	25. 8. 20 (資料プリ ントアウト 24. 12. 23)	表紙 被告 資料①～ ⑨ 内閣府	災害に係る住家の被害認 定の調査方法、運用指針 等	
6	登記全部事項証 明書	写し	25. 7. 11	仙合法務 局登記官	本件建物及び本件専有部 分の各特定	
7	住宅地図	写し	21. 1 発行	株式会社 ゼンリン	本件建物の周辺に本件建 物と同種の建物が存在し ている事実	
8の1	東北地方太平洋 沖地震被災建物 被害認定第1次 調査票〈非木造 建物〉・写真	写し	23. 5. 11	太白区区 民部固定 資産税課	本件建物につき、被害認 定第1次調査で損害割合 が16%であると判定さ れた事実	

8の2	り災証明書の控え	写し	23. 5.27	仙台市太白区長	本件建物の被害の程度が一部損壊であると証明された事実(第1回証明書)
9の1	東北地方太平洋沖地震被災建物被害認定第1次調査票(非木造建物)・写真	写し	23. 8.20	太白区区民部固定資産税課	本件建物につき、被害認定第1次調査で損害割合が46%であると判定された事実
9の2	り災証明書の控え	写し	23. 8.30	仙台市太白区長	本件建物の被害の程度が大規模半壊であると証明された事実(第2回証明書)
10の1	東北地方太平洋沖地震被災建物被害認定第1次調査票(非木造建物)	写し	23.12.15	太白区区民部固定資産税課	本件建物につき、被害認定第1次調査で損害割合が16%であると認定された事実
10の2	東北地方太平洋沖地震被災建物被害認定第2次調査票(非木造建物)・写真	写し	23.12.15	太白区区民部固定資産税課	本件建物につき、被害認定第2次調査票を使用した場合にも損害割合が16%であると認定された事実
10の3	り災証明書の控え	写し	24. 2.10	仙台市太白区長	本件建物の被害の程度が一部損壊であると証明された事実(第3回証明書)
11	り災証明申請件数等の統計	写し	24.11.25	仙台市財政局税務部資産税企画課	被告に対する東日本大震災のり災証明申請件数が25万余であった事実

以上